

厚生労働省所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

○厚生労働省所管旅費取扱規程（平成 13 年厚生労働省訓第 27 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正		現 行																	
<p><u>第 3 条の 2</u> <u>旅行命令権者は、その事務の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得た上で、法第 4 条第 2 項に規定する旅行命令等を発する要件について適切に判断できる者に、旅行命令等を発する権限を再委任することができる。</u></p>		<p>（新設）</p>																	
<p>別表第 1（第 3 条第 1 項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅行命令権者</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>事務次官</td> <td>本省内部部局の各部長、総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び各審議官、大臣官房各課長及び大臣官房各参事官（人事担当、法務担当、地方担当及び情報化担当に限る。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び労働経済特別研究官</td> </tr> <tr> <td><u>大臣官房各課長及び大臣官房参事官（情報化担当）</u></td> <td>1 所属職員。ただし、各部長及びこれと同等以上と認められる職にある者並びに大臣官房各課長を除く。</td> </tr> </tbody> </table>		旅行命令権者	区分	（略）	（略）	事務次官	本省内部部局の各部長、総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び各審議官、大臣官房各課長及び大臣官房各参事官（人事担当、法務担当、地方担当及び情報化担当に限る。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び労働経済特別研究官	<u>大臣官房各課長及び大臣官房参事官（情報化担当）</u>	1 所属職員。ただし、各部長及びこれと同等以上と認められる職にある者並びに大臣官房各課長を除く。	<p>別表第 1（第 3 条第 1 項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅行命令権者</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>事務次官</td> <td>本省内部部局の各部長、総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び各審議官、大臣官房各課長及び大臣官房各参事官（人事担当、法務担当及び地方担当に限る。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び労働経済特別研究官</td> </tr> <tr> <td>大臣官房各課長 各局長 人材開発統括官及び</td> <td>1 所属職員。ただし、各部長及びこれと同等以上と認められる職にある者並びに大臣官房各課長を除く。</td> </tr> </tbody> </table>		旅行命令権者	区分	（略）	（略）	事務次官	本省内部部局の各部長、総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び各審議官、大臣官房各課長及び大臣官房各参事官（人事担当、法務担当及び地方担当に限る。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び労働経済特別研究官	大臣官房各課長 各局長 人材開発統括官及び	1 所属職員。ただし、各部長及びこれと同等以上と認められる職にある者並びに大臣官房各課長を除く。
旅行命令権者	区分																		
（略）	（略）																		
事務次官	本省内部部局の各部長、総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び各審議官、大臣官房各課長及び大臣官房各参事官（人事担当、法務担当、地方担当及び情報化担当に限る。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び労働経済特別研究官																		
<u>大臣官房各課長及び大臣官房参事官（情報化担当）</u>	1 所属職員。ただし、各部長及びこれと同等以上と認められる職にある者並びに大臣官房各課長を除く。																		
旅行命令権者	区分																		
（略）	（略）																		
事務次官	本省内部部局の各部長、総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び各審議官、大臣官房各課長及び大臣官房各参事官（人事担当、法務担当及び地方担当に限る。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び労働経済特別研究官																		
大臣官房各課長 各局長 人材開発統括官及び	1 所属職員。ただし、各部長及びこれと同等以上と認められる職にある者並びに大臣官房各課長を除く。																		

各局長 人材開発統括官及び 政策統括官 各部長 <u>医薬産業振興・医療 情報審議官、高齢・ 障害者雇用開発審議 官、年金管理審議官 及び大臣官房審議官 (労災、建設・自動 車運送分野担当)</u>	2 大臣官房各参事官(人事担当、法務担当、 <u>地方担当及び情報化担当</u> を除く。) 3 主管の審議会又は協議会等の委員その 他の職員。ただし、第1号ただし書に掲 げる者がこれら委員その他の職に併任さ れている場合は、それぞれの本務につ き定めるところによる。 4 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25年法律第114号)第3条第4項に 掲げる証人、鑑定人、参考人、通訳等
(略)	(略)

別表第5 (第13条第1項関係)

海事職俸給表(二)	航海日当(定けい港 出港の日から入港の 日まで1日につき)	船員食卓料(乗船 した日から下船し た日まで1日につ き)
6級	500円	<u>259円</u>
5級	455円	
4級	400円	
3級		
2級	370円	
1級		

政策統括官	2 大臣官房各参事官(人事担当、法務担 当及び <u>地方担当</u> を除く。) 3 主管の審議会又は協議会等の委員その 他の職員。ただし、第1号ただし書に掲 げる者がこれら委員その他の職に併任 されている場合は、それぞれの本務につ き定めるところによる。 4 国家公務員等の旅費に関する法律(昭 和25年法律第114号)第3条第4項 に掲げる証人、鑑定人、参考人、通訳等
(略)	(略)

別表第5 (第13条第1項関係)

海事職俸給表(二)	航海日当(定けい港 出港の日から入港の 日まで1日につき)	船員食卓料(乗船 した日から下船し た日まで1日につ き)
6級	500円	<u>253円</u>
5級	455円	
4級	400円	
3級		
2級	370円	
1級		